

## （仮称）南生田戸建計画の環境影響評価の手続に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、（仮称）南生田戸建計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

### 1 指定開発行為の名称及び種類

名称：（仮称）南生田戸建計画

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

### 2 指定開発行為者

名称：トーセイ株式会社

代表者：代表取締役 山口 誠一郎

住所：東京都港区芝浦四丁目5番4号 田町トーセイビル

### 3 公告日

令和6年5月10日（金）

### 4 条例見解書の写しの縦覧

#### （1）縦覧期間

令和6年5月10日（金）から5月24日（金）まで。土曜、日曜日は除く。ただし、宮前区役所と麻生区役所では、第2土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

#### （2）縦覧場所及び時間

多摩区役所（10階）・生田出張所（1階）・宮前区役所（1階）・向丘出張所（1階）・麻生区役所（2階）・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

午前8時30分～午後5時。（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（5月10日）は、午前10時から縦覧を行います。

\*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



### 5 事業内容等に関する問合せ先

窓口：トーセイ株式会社

所在地：東京都港区芝浦四丁目5番4号 田町トーセイビル

電話番号：03-5439-8844

ファクス：03-5439-8845

### 6 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木  
電話 044-200-2152

# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年5月10日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）南生田戸建計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。  
 ※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の 基本的事項	指定開発行為者	トーセイ株式会社
	名称	（仮称）南生田戸建計画
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	実施区域	川崎市多摩区南生田4丁目21の一部
	目的	戸建住宅の建築
	内容	開発区域面積（事業区域面積）：約26,262平方メートル 開発区域内の樹林地の改変：約2,687平方メートル 建築物の延べ面積：約13,500平方メートル（約100平方メートル×135戸）
	施行期間	令和6年6月～令和12年1月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	<b>令和6年5月10日（金）～令和6年5月24日（金）</b> 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩区役所（10階）、生田出張所（1階）、向丘出張所（1階） 午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く）</li> <li>宮前区役所（1階）、麻生区役所（2階） 午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く） 第2土曜日の午前8時30分～午後0時30分</li> <li>環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。（土・日曜日を除く）</li> </ul> ※全ての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から縦覧を行います。
	ホームページ	ホームページで条例見解書を閲覧できます。   <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921	